

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下「当法人」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、当法人の事業に関わる関係者が、当法人の社会的使命および役割を認識し、当法人の目的および事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、当法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、以下に定める者（以下「当法人関係者」という。）とする。

- (1) 当法人の評議員、理事、監事、名誉役員及び職員
- (2) 専門委員会委員及びその他の委員会委員
- (3) 当法人が認定する指導者
- (4) 当法人の認証組織に登録した者(アスリート、コーチ、地区組織会員等)
- (5) その他当法人の委嘱により当法人の業務に従事する者

2 第3条に規定する遵守事項に違反した当法人関係者が、当該違反行為時に本条第1項各号に該当するときには、懲罰時に同号に該当しなくとも、懲罰の対象とすることができる。

(遵守事項)

第3条 当法人関係者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令に反してはならない。
- (2) 当法人の定款、規程・ルール、行動規範、ポリシー、命令および指示等並びにスペシャルオリンピックス国際本部が定めるルールや規範等に反してはならない。
- (3) 暴力、暴言、差別、ハラスメント、誹謗中傷等、全ての人の権利や安全を脅かす行為や社会規範に照らしてスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような不適切な行為を行ってはならない。
- (4) 当法人関係者ならびに当法人にかかわる者の名誉または信用を棄損する行為をしてはならない。
- (5) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (6) 補助金、助成金、その他の経理処理等に関し適正な処理を行うとともに、他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第4条 当法人関係者に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、

代表理事は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該当法人関係者がこの規程に違反する行為があったと認められる場合は、定款、本会就業規則及び関係する規程等に則って、以下の処分その他の必要な措置をとるものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に定める評議員、理事、監事、名誉役員については、役職の解任又は停止、嚴重注意、譴責、指導、勧告、その他必要に応じた処分
- (2) 第2条第1項第1号に定める職員については、就業規則に基づく処分
- (3) 第2条第1項第2号に定める者については、役職の解任又は停止、嚴重注意、譴責、指導、勧告、その他必要に応じた処分
- (4) 第2条第1項第3号に定める者については、資格の剥奪又は停止、SO 国際本部、当法人又は当法人の認証組織が行う若しくは関与する一切の活動（以下「SO 活動」という。）の参加の禁止又は停止、嚴重注意、譴責、指導、勧告、その他必要に応じた処分
- (5) 第2条第1項4号に定める者については、SO 活動への参加の禁止又は停止、嚴重注意、譴責、指導、勧告、その他必要に応じた処分
- (6) 第2条第1項5号に定める者については、役職の解任又は停止、嚴重注意、譴責、指導、勧告、その他必要に応じた処分

（弁明の機会の付与）

第5条 当法人は、第4条の処分に当たっては、事前に懲罰対象者に対する弁明の機会を設けなくてはならない。

（処分に関する通知）

第6条 当法人は、第4条の処分に当たっては、当該処分と同時に、懲罰対象者に対して次の事項を通知しなければならない。

- (1) 処分の内容
- (2) 第3条に定める遵守事項に違反した行為の事実関係
- (3) 第3条に定める遵守事項に違反した行為と判断された根拠
- (4) 処分を相当と判断するに至った理由

（通報）

第7条 当法人関係者は、他の当法人関係者が第3条に定める遵守事項に違反する行為及びその疑いのある行為を認知した場合は、速やかに総務部に通報しなければならない。

（教育）

第8条 当法人は、当法人関係者の倫理感を保持するために、必要に応じ、教育・研修を行うものとする。

（改廃）

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 本規程は、2024年12月13日から施行する。

改正 2025年8月6日